

## 所沢市スポーツ大賞設置及び表彰要綱

平成19年1月30日要綱  
改正

平成21年2月27日

平成23年9月30日

平成26年3月31日

令和2年1月6日要綱

## 所沢市スポーツ大賞設置及び表彰要綱

所沢市スポーツ大賞設置及び表彰要綱（昭和47年4月1日施行）の全部を改正する。

（設置）

第1条 所沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第20条の規定に基づき、所沢市スポーツ大賞（以下「大賞」という。）を設置する。

（目的）

第2条 この要綱は、所沢市に在住・在学・在勤するものの中から、スポーツの競技会において優秀な成績を収めたもの又はスポーツの発展に寄与したものに対し、その栄誉を顕彰することを目的とする。

（大賞の部門）

第3条 大賞の部門は、次のとおりとし、原則として各部門1名又は1団体とする。

- （1）優秀選手賞
- （2）優秀団体賞
- （3）奨励賞（個人・団体）
- （4）功労賞

（推薦基準等）

第4条 被表彰候補者の推薦は、児童・生徒・学生・一般の運動選手又は団体で、特に優秀な技量を発揮し、他の模範と認められるもののうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）国際大会又は国際試合に日本代表として参加したもの
- （2）全国大会に個人又は団体において6位までに入賞したもの
- （3）関東大会又は東日本大会に個人又は団体において3位までに入賞したもの

(4) 埼玉県大会に個人又は団体に優勝したもの

(5) 埼玉県以上の記録を更新したもの(タイ記録を含む。)

2 前項第1号から第4号までにおいて、「大会」とは、公益財団法人日本スポーツ協会、公益財団法人埼玉県スポーツ協会及びそれらの協会に所属する加盟団体の認めた大会をいう。

3 優秀選手賞は、第1項に該当するもののうち、いまだ当該表彰を受けていないものに対して行う。

4 功労賞は、第1項に該当する選手・団体の多年にわたる指導に精励し著しく功績があり、他の模範であるもののうちから、いまだ当該表彰を受けていないものに対して行う。

(被表彰候補者の推薦)

第5条 団体長等は、前条に該当すると認めるときは、所沢市スポーツ大賞被表彰候補者推薦書(別記様式)を教育委員会に提出するものとする。

(スポーツ大賞選考委員会)

第6条 前条の規定により推薦されたもののうちから被表彰者を選考するため、所沢市スポーツ大賞選考委員会(以下「選考委員会」という。)を置く。

2 教育委員会は、被表彰者を決定する際には、選考委員会の意見を聴かなければならない。

3 選考委員会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 所沢市スポーツ推進審議会委員

(2) 体育関係団体の役員

(3) 市内の小学校、中学校、高等学校及び大学の長

(4) 知識経験を有する者

5 選考委員会が、第3条各号に該当しないもののうち、特に優秀な技量を発揮し、他の模範と認められると判断したものに対しては、教育委員会は、特別表彰を行うことができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、教育委員会が賞状を授与して行う。この場合において、金品を加授することができる。

(表彰の時期)

第8条 表彰は、当該年度末に行うものとする。

(事務)

第9条 表彰に関する事務は、教育総務部スポーツ振興課が処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月30日から施行する。

附 則(平成21年2月27日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年9月30日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和2年1月6日要綱)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。